

6. 環境基準達成状況の評価

6.1. 環境基準達成状況の評価

大気環境測定濃度と環境基準を比較して、測定濃度が環境基準を達成したか評価するための評価方法には、1) 大気汚染物質の短期的変動に着目して評価をする短期的評価、2) 大気汚染物質の長期間にわたる濃度分布に対する評価を実施する長期的評価がある。

短期的評価手法として、測定を行った日の 1 時間値の 1 日平均値若しくは 1 時間値(一酸化炭素は 8 時間平均値)について、環境基準値(1 時間値又は 1 日平均値)と比較して評価する場合がある。長期的評価の手法として、測定を行った日の 1 時間値の 1 日平均値のうち年間 2% 除外値や年間 98 パーセンタイル値の日平均値の代表値と比較して評価する場合と 1 年平均値で評価する場合がある。

今般、微小粒子状物質、すなわち PM_{2.5} の環境基準の設定にあたって、PM_{2.5} の短期曝露影響や長期曝露影響に関する長期基準や短期基準の考え方を踏まえ、PM_{2.5} の大気環境濃度が環境基準を達成したかを評価するための評価方法の検討を行った。

また、黄砂時等の特異的現象によって、PM_{2.5} 濃度の一時的な上昇に影響を与えることが考えられることから、黄砂時等の特異的現象による評価への考慮の検討を行った。

6.2. 微小粒子状物質に係る環境基準達成状況の評価

PM_{2.5} の環境基準について、微小粒子状物質の曝露から人の健康の保護を図る観点から、曝露濃度分布全体を平均的に制御する意味での長期基準と曝露濃度分布のうち高濃度領域を制御する意味での短期基準の両者を定めることが必要とされている。このため、長期基準及び短期基準に関する平均化時間に対応した環境基準の評価方法をそれぞれ用いるべきと整理される。

長期基準に関する平均化時間に対応した環境基準の評価方法としては、測定結果の年平均値と長期基準(年平均値)と比較することが妥当と考えられる。

短期基準に関する平均化時間に対応した環境基準の評価方法としては、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して 98 パーセンタイル値を超える高濃度領域を制御するために設定されることを踏まえれば、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値と選択して、短期基準(日平均値)と比較することが妥当と考えられ、短期基準の評価方法は長期的評価として設定することが妥当と考えられる。

なお、長期的評価に関する評価方法は、長期基準と短期基準による評価が存在することとなるが、濃度分布の大部分を制御することを目的とした長期基準と濃度分布の高濃度領域の制御を目的とした短期基準の性格を踏まえれば、測定結果(年平均値及び年間98パーセンタイル値)について、それぞれ長期基準及び短期基準と比較することを基本に、それぞれの基準に関する環境大気測定局の達成若しくは非達成を評価することが適切である。

6.3. 黄砂時等の特異的現象に関する評価への考慮

黄砂については、その粒子の中に粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質も含み、黄砂期間中はPM_{2.5}濃度に上昇がみられる日も存在している。黄砂発生頻度や黄砂の程度が年によって変動するため、年平均値と日平均値の年間98パーセンタイル値との統計学的安定性が低下し、SPMの環境基準の評価においても黄砂発生頻度や黄砂の規模によって基準の達成に影響がみられ、PM_{2.5}の環境基準を設定する際にも同様の影響が懸念される。

しかしながら、黄砂期間の健康影響を曝露期間全般の健康影響から特定することは現時点では困難であり、評価の対象とする期間から黄砂期間を除いて評価することは適切ではなく、黄砂期間についても評価の対象とする期間に含めることが適當である。

ここでは、黄砂等の特異的現象による高濃度検出時の取扱いに関して、大気汚染の的確な評価の観点や健康影響の観点から、環境基準の達成に関する評価方法への考慮について検討を行った。

6.2において示すとおり、長期的評価の評価方法として、1)測定結果による年平均値と長期基準を比較して評価し、2)測定結果による日平均値の98パーセンタイル値と短期基準を比較して評価することを前提として、黄砂時等の特異的現象の取扱を検討する。

長期基準に関する評価において、黄砂期間、非黄砂期間の健康影響が区別できないことから、黄砂期間に関わらず、1年間の測定平均値で長期基準と比較して達成を評価することが適切である。なお、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による年平均値の測定結果に関する評価が非達成のときに、非黄砂期間中の平均値を算定したときに当該数値が年平均値の数値基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈をつけて評価することが考えられる。

短期基準に関する評価において、黄砂期間、非黄砂期間の健康影響が区別できないことから、黄砂期間に関わらず、日平均値の年間98パーセンタイル値と短期基準を比較して、達成

を評価することが適切である。なお、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間の中から 98 パーセンタイル値を選定し、当該数値が日平均の数値基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈をつけて評価することが考えられる。

なお、黄砂期間か否かの判別は、地方公共団体が、当該都道府県内及びその近傍にある気象庁の観測所において黄砂が観測された日について、大気測定期ごとに黄砂の影響があると判断した期間とすることが適切である。

また、黄砂以外にも火山の噴火や山火事等、PM_{2.5} 濃度の上昇の原因となる特異的現象が特定される場合で、地方公共団体が環境基準達成の評価に影響を与えると判断できる場合においては、黄砂期間の評価方法を援用して評価を実施することも考えられる。

